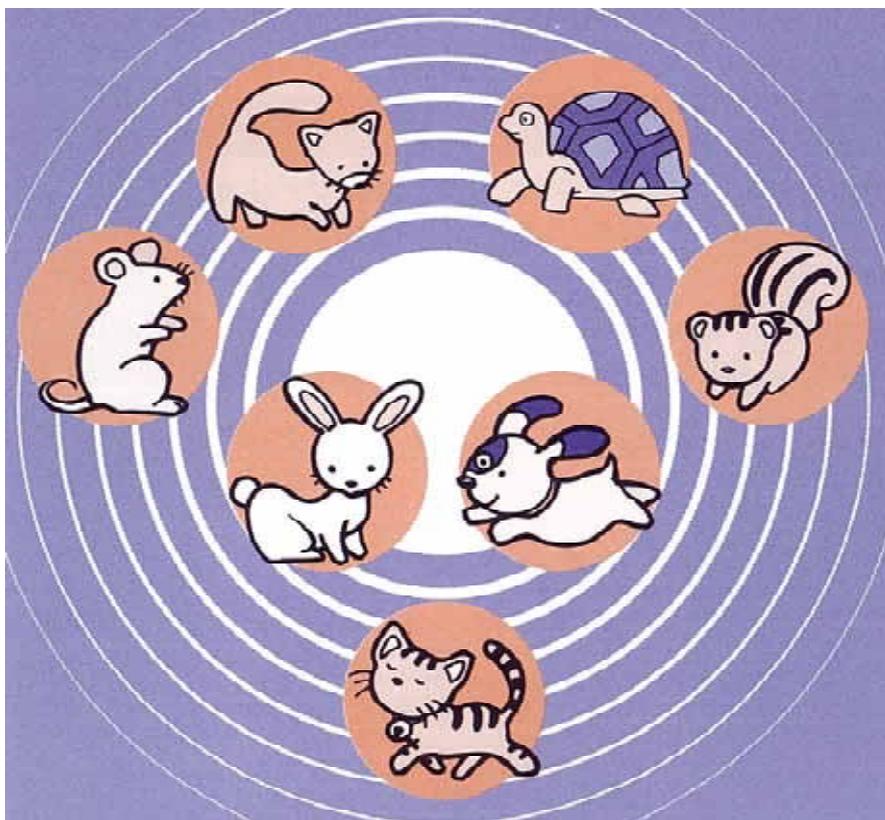


福島県の動物愛護のあり方



福島県保健福祉部食品安全グループ

福島県の動物愛護のあり方

1 策定の趣旨

少子高齢社会の中で、人間のパートナーとしての動物の存在が一層の広がりを見せる中、本県においても犬や猫を中心とした愛玩動物の飼育や動物愛護に対する人々の関心が高まってきています。

しかし、その一方で、未だ動物に対する知識や適正飼養に関するモラルの欠如による苦情や咬傷事故も数多く発生しています。

このような問題を無くし、県民一人一人が快適で健やかな生活の実現を図るためには、動物との調和ある共生が求められており、これまでの行政主導型のサービス提供から、県民と協働型の施策や体制づくりが必要となってまいりました。

このため、県民、動物関係事業者、行政が協働して動物愛護に取り組むための「あり方」を策定いたしました。

2 基本理念

県民、動物関係事業者、行政が連携、協働して動物の愛護と福祉の向上に取り組み、広く県民の間に動物を愛護する気風を招来し、人と動物の調和ある共生を推進する。

3 視点

(1) 県民の健康と安全の確保

愛玩動物や特定動物の適正な管理と動物由来感染症に関する正しい知識の啓発に努め、県民の健康と安全を守ります。

(2) 人と動物の共生

飼い主の動物愛護と適正飼養に関する意識の向上を図るとともに、地域、学校等における動物愛護に対する関心と理解を深め、人と動物の調和ある共生を推進します。

(3) 動物の愛護と福祉の向上

動物の習性と愛護に関する知識を普及し、生命尊重と動物福祉の向上を基本とした飼養の推進を図ります。

(4) 県民、動物関係事業者及び行政の連携と協働

地域における動物愛護の推進を図るため、幅広い県民との連携と協働を進めます。

4 行政、事業者の責務及び県民の役割

(1) 行政の責務

県民が快適で健やかな生活を送るため、動物による危害の防止に努めるとともに、動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施する。

(2) 動物関係事業者の責務

動物関係事業者は、社会責任として、動物の適正な飼養管理に努める。

また、購入者等に対して、正確かつ適切な情報の提供に努める。

(3) 県民の役割

動物が命あるものであることに鑑み、みだりに傷つけ、又は苦しめることのないようにするとともに、人と動物の共生のために、その習性等を理解するように努める。

また、動物の所有者は、飼い主としての責務を自覚し動物の適正飼養に努める。

5 施策等の方向

(1) 動物愛護思想と適正飼養の推進

県民の健康と安全の確保を図るため、飼養動物による危害や動物由来感染症の発生防止及び動物の愛護と福祉の向上を目的とした啓発事業を積極的に実施する。

(2) 地域活動の支援と連携協働

地域における動物の愛護と適正飼養を普及啓発するボランティアを育成するとともに、ボランティアが行うしつけ方教室などの自主活動を支援し、連携協働した事業を実施することにより、人と動物の共生の推進を図る。

(3) 動物取扱業者の意識向上

動物取扱業者に対し、施設の維持管理や動物の飼養管理並びに購入者への説明責任について指導を行い、事業者の意識向上を図る。

(4) 災害時対策の検討

災害発生時において、被災者の負担軽減と被災動物の福祉の向上を図るため、保護収容及び餌の確保並びに関係団体との連携等について、体制を構築していく。

6 具体的施策の展開

(1) 動物愛護思想と適正飼養の推進

ア 啓発・広報活動の充実

(ア) 県民への啓発

a 動物愛護フェスティバルの開催

広く県民の間に、動物の愛護と適正飼養についての理解を深めるために、毎年、

動物愛護フェスティバルを開催します。

b 飼い犬等のしつけ方教室の実施

人間と身近な動物(犬や猫)との共生が図れるよう、飼養者が犬や猫の習性を理解し、行動をコントロールするためのしつけの方法について指導を行い、人への危害や周辺住民からの苦情の発生防止に努めます。

c 広報活動の充実と県民意見の反映

動物愛護フェスティバルや動物愛護児童画コンクールなどの動物愛護推進事業及び適正飼養啓発用ポスター、パンフレット並びにホームページ等の更なる充実を図り、効果的な啓発に努めるとともに、福島県動物愛護推進懇談会等を通して、県民意見を傾聴し施策に反映していきます。

(イ) 動物の所有者及び管理者への指導

a 終生飼養の指導

飼養不能となって安易に行政に持ち込まれたり、遺棄される犬や猫をなくするため、飼養者に対して終生飼養の徹底及び繁殖制限の必要性について啓発します。

なお、やむ終えず処分する場合には、動物の福祉に配慮した処分の実施に努めます。

b 譲渡事業及び飼い主探し支援事業の実施

保健所に收容される動物に出来るだけ生存の機会が与えられるよう、インターネットを活用した広域的なデータベース・ネットワークシステムを運用し、飼い主及び譲渡希望者の発見に努めるとともに、マイクロチップ等による所有者明示措置の普及を推進していきます。

また、譲渡する場合には、動物の習性・生理等や適正な飼養管理について、十分説明を行います。

イ 人材育成の充実

(ア) 動物愛護推進ボランティアの育成

県民の動物愛護に関する意識の効果的な向上を図るためには、地域における日常的な取り組みが重要であることから、地域活動の中核を担う「動物愛護推進ボランティア」を育成するとともに、当該ボランティアと連携した啓発事業を実施し、地域に密着した活動を通して県民の意識改革を推進します。

(イ) 児童への教育の充実

県内各保健所の獣医師を小学校に派遣し、動物の飼い方の講話や飼育動物を用いたふれあい体験学習を実施することにより、児童の動物愛護や管理に対する理解を深め、児童期からの動物愛護教育の充実を図ります。

ウ 地域活動の支援

(ア) 地域における動物愛護活動の支援

地域で自主活動を行っているボランティアの資質向上のための研修会・講習会を開催するとともに、ボランティアが相互に知識・技術を提供し合う自主的な勉強会等を支援します。

(イ) 動物ふれあい訪問活動の支援

福祉の向上を目的とした動物介在活動などを支援します。

エ 動物取扱業者の意識向上

(ア) 監視指導の実施

動物取扱業者に対して、展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全を図るため、保健所による定期的な監視指導を実施します。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく基準を遵守するよう指導をしていきます。

(イ) 動物取扱責任者研修の実施

動物を取り扱う専門家としての自覚の醸成と社会責任を果たせるように、毎年保健所において、各事業所等の動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、動物取扱業者全体の資質向上に努めます。

(2) 連携と協働の推進

ア ボランティア等民間団体との連携協働

行政機関(県、中核市、市町村)と民間団体等が連携して、広く県民の間に動物愛護の気風を醸成していきます。

イ 獣医師会等関係団体との連携協働

動物愛護フェスティバルや小学校への獣医師派遣事業などの「ふれ合い」を伴う動物愛護推進事業については、獣医師会などの専門家と協働して動物福祉の観点に配慮しながら事業を実施していきます。

ウ 市町村との連携

動物愛護思想や飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進するため、市町村と連携して積極的に啓発活動を行っていきます。

(3) 災害時対策に関する検討と体制整備

災害発生時において、被災者の負担の軽減と動物の福祉のため、被災動物の保護収容及び餌の確保等について、被災県の実施状況を調査しながら検討していきます。

また、隣接県との相互援助、市町村等行政機関との連携並びに獣医師会及びボランティア団体との連携協働について、体制整備を構築していきます。

7 目標の設定

動物愛護を推進するため、下記事業について数値目標を定め、市民と共に進行管理を行っていきます。また、成果を客観的に測定し、達成状況を分析しながら、事業の重点化や見直しを行っていきます。

(1) 対象事業と活動及び成果指標

事業名	事業の目的	活動指標	成果指標
飼い犬等のしつけ方教室	犬や猫の飼い主にしつけの方法や飼養管理に関する知識、その他必要な事項を習得させることにより、人と動物の共生の推進を図る。	開催回数	受講者数
動物愛護ボランティア養成講習会	地域における動物の愛護と適正飼養等を普及啓発するボランティアを養成し、人と動物の共生の推進を図る。	開催回数	受講者数
小学校への獣医師派遣事業	児童期からの動物愛護教育の充実を図る。	開催回数	受講者数
動物愛護フェスティバル	広く県民の間に動物の愛護と適正飼養についての理解を深める。	フェスティバルの開催	参加者数
犬及び猫の譲渡事業	収容動物の処分数を減少させる。	譲渡数	処分数
動物愛護管理強化対策事業	無登録、未注射犬の一掃及び放置犬等の一掃を重点的に行い、安全で安心できる生活環境の確保を図る。	個別通知件数、広報回数	登録、注射実施率
動物取扱業者に対する監視指導	動物取扱業者に対する監視指導を実施し、展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全を図る。	監視件数	指導件数
動物取扱責任者研修事業	動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、動物取扱業者全体の資質向上を図る。	開催回数	受講者数

(2) 総合的な評価

上記活動及び成果指標並びに実績数を分析し、市民や専門家の意見を聞きながら、総合評価をしていきます。

